

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うもので、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない職員の部分休業の承認について所要の改正をしようとするものであります。

以下、対照表で説明いたします。

まず、1ページ目、第2条の2の新設であります。育児休業法第2条第1項の条例で定めるものの条項を追加するもので、育児休業の対象となる子の範囲に、養育里親である職員に委託されている子をその範囲に加えるものであります。

第2条の3は、第2条の2の新設に伴う条の繰り下げであります。

第3条の改正は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を定めるものであります。再度の育児休業を取得することができる事情について第1号の文言を整理するとともに、第2号として特別養子縁組が成立しなかった場合などを加え、第2号以降をそれぞれ繰り下げます。

次に、1ページから2ページにかけての第10条の改正は、育児短時間勤務の終了の日の翌

日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めるものでありますが、第3条の改正に伴い、第2号を加えるとともに第1号の文言を整理し、第2号以降をそれぞれ繰り下げるものであります。

第18条は、部分休業の承認の規定であります。第2項の改正は、育児時間を取得する職員に加え、介護時間を取得する職員についても、部分休業を取得する場合の承認する時間の範囲を規定しようとするものであります。

附則であります。この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第14号 住田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第14号 住田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について説明いたします。

今回の条例制定は、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員の選出方法や定数の定めなどが変更されたことから、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定しようとするものであります。

第1条は、条例制定の趣旨であります。

第2条は、農業委員の定数を定めるもので、定数を8人とするものであります。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を定めるもので、定数を8人とするものであります。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、現在の農業委員の任期が平成29年7月19日までとなっていることから、翌日の平成29年7月20日から施行しようとするものであります。

第2項は、本条例の制定に伴い、住田町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものであります。

第3項は、本条例の制定に伴い、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例を一部改正するもので、農業委員会の委員の報酬を基本報酬と成果報酬とに区分し、その額を規定するもので、農業委員会の会長、会長の職務代理者及び委員の基本報酬の額は現行の報酬額と同額とするとともに、農地利用最適化推進委員の基本報酬の額は年額24万円と規定するものであります。また、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の成果報酬の額は、予算の範囲内で町長が定める額とし、支給については3月に支給することとしようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、3点についてお伺いします。

1つは、今回は農業委員会の委員と推進委員の定数に関する条例なわけではありますが、農

業委員会の設置についてのところをまず確認させていただきますが、農業委員会は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するとしておりました。今回の改正で農民の地位向上という部分が削除されております。今回の改正法のもとで、地域の農業者が多数を占める委員によって構成され、農地に関する一定の権限を有する行政委員会であると思いますが、このところの見解は変わらないのかお伺いします。

2つ目は、農業委員の公選制が廃止され任命制になります。半数以上を認定農業者からとなっているようですが、該当者がいない場合はどうするか。また、農業委員の応募が定数を上回る場合はどのように調整するかお伺いします。

3つ目に、農業委員と推進委員の役割分担や連携が果たしてうまくいくのかという心配をされますが、どのように調整をし、進めていくか、考えているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私からは、1点目のこれまでの行政委員会としての役割あるいは位置づけということのご質問でございますが、その点に関してはこれまでと同様に変わらないものと捉えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） 私のほうからは、定員に満たなかったとき、定員を超えたときにどのような対応をするかという点についてお答えいたします。

定員に満たなかった場合ということになりますけれども、公募期間の中間地点である程度、公募された方の人数を把握しながら、推薦あるいは自薦がないような地域については、関係団体に働きかけをしながら定員を満たすような働きかけをしていきたいというところでございます。

2つ目の超えた場合についてでございますけれども、選定委員会を設け、選定する優先順位を決めて選定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

認定農業者についても、農業委員の定数の過半以上ですので、現在は8人のうちの5名ということになりますけれども、認定農業者の団体にも中間地点で働きをしたいというふうに考えているところでございます。

〔「農業委員と推進委員」と言う人あり〕

○農業委員会事務局長（横澤則子君） 農業委員と推進委員の連携ということでございますけれども、本町の場合、今回の定員を定める際に検討委員会を立ち上げて、関係団体の皆さん

にご意見を伺ったところでございます。農業委員と農地利用最適化推進委員という形で区別はしておりますけれども、本町の場合は同様の動きをするということで、総会も同席をしながら情報共有と連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） その今回の農業委員会の法改正が、当町のような中山間地域では成果報酬というのが見込めない中、地域の実情に合った今回の法の改正の趣旨である農地利用の最適化に効果があるというふうに捉えているのか、まずお伺いをいたします。

2点目は、今回のその新農業委員というのは、町長が議会の同意を得て任命すると。それから、その新設される農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するというふうにあります。そうしますと、推進委員には議決権がないとすれば、農業委員会の下請になるような感じも受け取りますが、どのような形で捉えているのか。

3点目は、推進委員の業務内容を見ますと、農地利用の蓄積・集約化、遊休農地の発生抑制・解消の推進と、それから人・農地プランなどの地域の農業者等との話し合いを推進するなど、相当重たい役割を担うこととなります。北上市とか二戸市、西和賀町のような、では農業委員よりも最適化推進委員の数をふやして多くしているんですけども、今後どのように当町では考えていくのか、今、捉えているのかお聞きします。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） 今回の改正に当たっては、従前では農地法によるその権限に属させた事項と、いわゆる総会で農地法に関する議決権があるということが農業委員の必須事務で、農地利用最適化推進委員の任務となっているような現場活動は任意事務となっていました。今回の法改正では、今までの農地法の議決権に加えて、その現場活動も必須義務ということになりまして、より重点的に現場活動を行っていただくための法改正というような趣旨になってございます。

効果があると見ているのかどうかというところでございますけれども、平成25年から各農林業振興会で人・農地プランというのを作成をしまして、地域の担い手により農地を集積させて農業振興を図ろうという動きの中で、それを誰が動かしていくかという部分にこの農業委員、農地利用最適化推進委員が働いていただくということが今後の農業振興につながるというような国全体の動きというふうに捉えてございます。

現在でも農林業振興会長さんと農業委員会の会長と兼ねていらっしゃる方もいらっしゃいますので、現場の状況というのは、小さな自治体ですのでよくわかっているかと思っております。

れども、今後はより積極的に農業関係団体の人たちが、その地域の遊休農地の解消あるいは優良農地の確保という部分について連携をしながら、人と農地を集積しながら農業振興を図っていくということに効果を生かしていただくということになろうかというふうに思います。

それから、農業委員と農地利用最適化推進委員という部分でございますけれども、他市町村を見ますと、人数をふやしているところも多く見受けられます。今回、先ほども申しあげましたように、定数を改正するに当たって、農業関係者、農業委員を含めて検討会をさせていただいたご意見を尊重させていただいたわけですが、現行の農業委員の数の中で、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を分けた形で次の改正は進めたいという意見を反映させたものでございます。

農業委員は農地の採決の審議権がございますけれども、本町の場合は総会で同席をするような形で、農地利用最適化推進委員の意見を聞きながら農地法の改正に伴う審議を行うという流れにするということで申し合わせをしているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、推進委員には議決権はないけれども、会議には出席をして意見は述べることができるということでしょうか。

再確認をいたします。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） はい、そのとおりでございます。

現場活動についても、農業委員も一緒に動くというような流れで今、申し合わせをしているところであります。違うところは、議決権がある、なしというところだけで、意見は農地利用最適化推進委員の皆さんにも述べていただくという総会の形式をとるということで進めてございます。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 住田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 住田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第15号 住田町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 議案第15号 住田町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日に公布されたこと並びに住田町税条例の条番号及び規定内容等の所要の規定を整備しようとするものでございます。

改正条文に沿ってご説明いたします。

改正条例の第1条です。1ページから9ページの部分をごらんください。

第1条による改正は、消費税の税率の時期の変更に伴い、平成28年住田町条例第26号の改正を改正前の規定に改正し、平成29年4月1日に施行することとしたものでございます。

次に、改正条例第2条の部分です。10ページから106ページの部分でございます。

第2条による改正は、改正条例の条番号を国準則の条番号に合わせたもの、また、改正条例の規定中の字句等の表記を整備したものでございます。

次に、改正条例第3条、106ページから115ページの部分でございます。

第3条による改正は、消費税の税率の引き上げによる時期を平成31年10月1日と変更されたことに伴う規定の整備を行ったものでございます。

次に、改正条例の第4条、115ページから116ページの部分でございます。

第4条による改正は、平成26年住田町条例第6号の一部改正で、条番号を国準則の条番号に合わせる等、規定の整備をしたものでございます。

次に、改正条例第5条、116ページから117ページの部分でございます。

第5条による改正は、平成27年住田町条例第9号の一部改正で、改正附則第6条第7項に関して改正するものでございます。

次に、改正条例第6条、117ページから119ページの部分でございます。

第6条による改正は、平成28年住田町条例第26号の一部改正で、固定資産税に関する改正、条番号等の整備等を行うものでございます。

次に、改正条例第7条、119ページから120ページの部分でございます。

第7条による改正は平成26年住田町条例第6号の一部改正で、軽自動車税を軽自動車税の種別割に改める改正をし、平成31年10月1日から施行することとしたものでございます。

次に、改正条例第8条、120ページから121ページの部分でございます。

第8条による改正は、平成27年住田町条例第9号の一部改正で、町たばこ税の経過措置に関する改正をし、平成31年10月1日から施行することとしたものでございます。

次に、改正条例の附則です。121ページから122ページの部分でございます。

第1条は、施行期日を平成29年4月1日と平成31年10月1日からとしたものでございます。

次に、第2条は町民税に関する経過措置で、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び連結事業年度分の法人の町民税について適用する規定を設けたものでございます。

次に、第3条は固定資産税に関する経過措置で、それぞれの項の規定を平成28年4月1日以後に取得した設備等に係る課税年度を平成29年度以後とする経過措置を規定したものでございます。

次に、第4条は軽自動車税に関する経過措置で、重課グリーン化特例の経過に係る規定の平成29年4月1日施行分を環境性能割の適用について平成31年10月1日以後に、種別割の適用について平成32年度以後とする経過措置を設けたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 住田町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 住田町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第16号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第16号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものです。改正の主な内容は、事業の種類等の規定と利用料等について改正するもので

す。

改正する条文等について、新旧対照表、主に改正後の欄により説明いたします。

1 ページ目、第 1 条は、本条例の制定の趣旨について字句の変更と追加をし、総合事業実施に関して介護保険法、同施行令、同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするものであります。

第 2 条は、使用する用語の定義について字句を変更し、2 号を削除し、法、令及び省令の用語の例によるものとするものです。

第 3 条は、総合事業の事業の種類等として、改正前の第 1 号から第 4 号を整理し、字句を変更し、改正後の第 1 号に介護予防・生活支援サービス事業、以下、第 1 号事業と第 2 号に一般介護予防事業を規定するものです。

2 ページ目、第 4 条と第 5 条は、第 1 号事業を規定することによる字句の追加、変更であります。

第 6 条は、条文に新たに 2 項を加え、第 1 項の条文を変更し、第 1 号事業の利用料について定めるものです。

第 7 条の見出しに字句を追加するものです。

第 7 条の次に、新たに条文を 3 条追加し、第 8 条、第 9 条、第 10 条とし、改正前の第 8 条以下を繰り下げるものです。

改正後の第 8 条では、第 1 号事業支給費の額について、3 ページ目の第 9 条では、第 1 号事業支給費に係る支給限度額について、第 10 条では、第 1 号事業支給費の支給の制限等について定めるものです。

3 ページ目、一番下の行から 4 ページ目にかけての第 11 条は、第 1 号事業を規定することによる字句の変更と新たに 2 項を加え、第 1 号事業の委託及び指定について定めるものです。

第 12 条は、第 1 号事業を規定することによる字句の変更であります。

第 13 条は、総合事業を規定することによる字句の変更であります。

別表第 1 は、第 3 条の改正による事業の種類等に合わせ、事業区分欄、事業内容欄、対象者欄について整理し、字句の変更、追加をするものです。

改正前の別表 2 及び備考については、第 6 条の改正及び新たな第 8 条の追加に伴い削除するものです。

附則は、施行期日を定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 第6条の利用料のところでお伺いしますが、現行は別表第2で利用単位、利用料が定額で示されておったわけですが、今度の改正で、第8条のところでは100分の90、これでいくと1割負担になるのかなと、1割の利用料になるのかなというように解釈するわけでありましたが、実質の利用者の負担の額が現行と比較してどのようになるというふうに把握しているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 利用料につきましては、現行を参考として、今のところは現行に沿った形で進めようと考えているところであります。利用料については、規則のほうに委任する予定としております。

第8条のほうは、介護給付と同様に1割負担、2割負担ということになります。町からの持ち出し分が100分の90、100分の80ということになるという、第8条はそういう意味で支給費というふうになっております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 同じく3ページの8条にかかわってお尋ねをいたしますが、ここには町長が、災害その他特別の事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると定めた居宅要支援被保険者等と、いろいろ書いてございます。先ほどの減免といいますか、そういう形になるかと思うんですけれども、もう少し詳しく、ここをご説明をお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 第8条の第3項になります。

利用料、支給額についてということではあります。町長が災害その他、省令第97条第1項各号の規定の例による特別の事情というふうにありますとおり、省令のほうの第97条を例にということでもあります。その介護保険法施行規則になります。省令は、介護保険法施行規則ということになります。その97条の第1項には4つ掲げておまして、世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災等によって財産に著しい損害を受けたとき、それから2つ目として、生計を主として維持する者が死亡して、収入が著しく減少したとき、それから、あと事業等によって、損失により収入が著しく減少した、4つ目にやはり生計を主とし

て維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作とか漁の不良ですとかそういったことで収入が著しく減少した場合というふうに4つ掲げてあります。こういった例に即して通常は100分の90、100分の80という割合を、規則で減免する割合に定めることができるということを規定したものであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、減免の対象になるというのは、生計を維持している人が著しく収入が減ったとか、あるいは災害において収入がなくなったとか財産がなくなったとかということかと思いますが、一律じゃないかと思うんですけども、例えば住宅などが壊れたというのは、全壊とか半壊とかいろいろ状態がありますが、そういうときというのは全額免除とか半分免除とか、そういうことになるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 今現在、規則のほうを制定作業に入っているところですが、他の市町村の例等も含めまして、こういった形で規定するか参考にしながら、そういったことでその損害なり何なりの、どの程度まで細かくできるかちょっと調査してみてもいいかということになります。そういったことで対応した割合を決めることになると思います。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第17号 農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 議案第17号 農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、農業者研修施設であります下有住基幹集落センターの廃止に伴う条例改正であります。ご承知のとおり、下有住基幹集落センターにつきましては昭和53年に建築され、築39年を経過し、老朽化などに伴い平成28年11月末に解体工事が終了したものです。このことから、農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例から下有住基幹集落センターに係る規定を削除しようとするものです。

改正文に沿ってご説明いたします。

第2条につきましては、下有住基幹集落センターの名称、位置を削除しようとするものです。

別表1-1、室使用料につきましては、下有住基幹集落センターの施設名、室名、1時間当たりの使用料の額、1時間当たりの割増使用料の額について削除しようとするものです。

また、表の下に記載しています、みそ加工の字句について削除しようとするものです。

附則の第1項につきましては、施行規則を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

附則第2項につきましては、関係条例の改正を定めるものであり、下有住基幹集落センターは重要な公の施設に位置づけられていたことから、重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例第2条第10号の下有住基幹集落センターの名称を削除し、次号からそれぞれ繰り上げて改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第18号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求める

ことについてを議題とします。

職員に議題を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 議案第18号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

提案いたしましたのは、教育委員会委員でありました神田謙一氏が一身上の都合により本年1月25日をもって辞職されたことから、後任の委員といたしまして畠山優子氏の選任をお願いするものでございます。

なお、任期は神田氏の残任期間である平成32年9月30日までとなっております。

畠山氏につきましては、世田米字川向にお住まいになられ、現在52歳でございます。県立住田高等学校、生活学園短期大学食物栄養科を卒業後、東京ウオクニ株式会社に入社し、昭和61年、本町に戻られましてからは、自営業に従事されていらっしゃいます。家庭におかれましては、3人のお子さんの保護者として積極的にPTA活動に参加し、特にも平成25年度には、世田米小学校PTA副会長として教育環境の整備にご尽力をされております。また、平成元年から今日まで、町食生活改善推進委員を務めるなど、地域活動にも熱心な方であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員の任命に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとされております。畠山氏には、保護者あるいは女性の立場から、本町の教育行政に対しましてご提案やご意見をいただけるものと期待しているところでございますので、選任に当たり、議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、議案第18号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決
します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めること
についてを議題とします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてで
ございますが、人権擁護委員法第6条第3項によるもので、市町村議会の意見をいただいて
法務大臣に推薦することとなっているものでございます。

現在、町内に4名の人権擁護委員がおります。その中の千葉輝子氏が平成29年6月30日で
任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、皆様のご意見を伺う
ものであります。

ご承知の方も多いわけですが、千葉輝子氏は昭和18年8月17日生まれ、国立茨城大学教育
学部養護教員養成課程を卒業され、町内以外で小・中学校の養護教諭としてご活躍なされま
した。退職後は、住田町婦人団体連絡協議会の会長として地域活動にも非常に熱心に取り組
まれ、平成20年4月1日からは人権擁護委員としてご活躍をいただいているところでありま
す。教育者として、また婦人団体での活動など造詣の深い方でございますので、引き続き人
権擁護委員として推薦申し上げたいと思いますので、議会としてのご意見をいただきたいと

思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

千葉輝子さんを人権擁護委員として推薦することについて適任と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、千葉輝子さんを人権擁護委員として推薦することについて適任と認めることに決定しました。

◎議案第1号～議案第6号の委員長報告、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第1号 平成29年度住田町一般会計予算、日程第9、議案第2号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計予算、日程第11、議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第5号 平成29年度住田町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第6号 平成29年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員長から審査報告書が提出されています。職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、瀧本正徳君。

[予算審査特別委員長 瀧本正徳君登壇]

○予算審査特別委員長（瀧本正徳君） きょうは3月13日、忘れることのできない6年前の平成23年3月11日、未の刻に起きました、あの未曾有の東日本大震災、6年になりました。被災地の復興が盛んに最終的に進められている中ですが、いまだ仮設住宅などで不便な暮らしをしている方々、現状があります。私たちは支援をし続けるものであります。

昨年の台風10号の大雨洪水は、主に五葉地区に大きな被害をもたらしました。安心・安全は暮らしの原点であります。私たちは一日も早くの復旧を進め、いつまでも安心して暮らせる町づくりに取り組んでいかなければならないと思います。

では、委員長報告でございます。

去る3月6日、本委員会に付託されました平成29年度住田町一般会計及び5つの特別会計予算の審査の経過についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、3月6日の本会議で設置され、委員長に私、瀧本正徳、副委員長に菅野浩正君が選出されました。

予算は町民・町民全体の暮らしを左右し、みんなの幸せをそのいかに決めるものであります。今、今のこと、長期的な観点をもって全体を精査し、審査を重ねました。委員会の審査と結果につきましては事務局長が朗読したとおりであります。

本予算は、一般会計46億2,700万円、前年度比5億8,700万円、11.3%の減となっております。これは、消防分署の建設費減が主な要因であります。

特別会計は国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の特別会計合計21億4,000万円となっております、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は67億6,700万円余りとなっております。

一般会計歳入においては、依然として依存財源比率が70%を超えており、財政状況は厳しい状況にあります。少子高齢化、人口減少が進むこの町の人口ビジョン総合戦略・総合計画は2年目になります。住民の声や顔、暮らしを見、知るべきアンテナを高くし、課題、ニーズを的確に把握し、将来のこの町の姿を見据え、諸策の成果や効果を検証しつつ、一層に住民満足度を高めるべき、より質の高い行政サービス提供のため、部門主義にとらわれず、一丸となった行政運営に努める姿勢、取り組みが望まれるものであります。

次に、質問、意見のあった審査の状況について何点か報告します。

住田町の将来、町づくりの形として大きなかなめとなる「小さな拠点」づくりにかかわっては、多くの質問、意見が出されております。各地区公民館に配属される集落支援員、地域おこし協力隊員の役割、そして新たな地域交付金事業など、町の先行きを左右する大きな動

きに対する不安、そして大きな期待の意見が出されております。

町の命題の一つであります国保医療費ワーストワンからの脱出策については、医療や介護費低減のための策として、まずは健康診断受診率向上、そして糖尿病対策とあります。この対策推進のため、自分の健康は自分で守ると、みずから進んでの健康生活・健康づくりに臨む、この意識改革の大切さを確認しております。

農業振興策にかかわっては、農業経営力高度化支援、農業機械等導入支援、飼料米生産拡大事業、地域農政未来塾受講、そして第6次農業基本計画策定等、産業としての町の農業のあしたを見据えた多くの意見がありました。

林業振興、持続可能な林業、振興策では作業の効率化のための林地の集約化に向けた林地流動化再造林推進、林業再生基盤づくりなど、持続可能な林業事業についての審査が行われております。また、一方、キノコほだ木等、雑木山活用と放射能汚染問題、猿やイノシシの被害の対応策など、不安要素を含む課題も出されております。

観光振興にかかわっては、種山ヶ原体験交流センター等の関連施設の維持管理と活用、そして滝観洞、観光センターに係る施設の今後のあり方など、町の観光施策についての多くの意見が出されております。

昨年の台風10号洪水被害、その復旧状況について、そして今後の被害防止策の一つとしての監視カメラの増設などの対応施策や自治公民館を主とする自主防災組織の強化育成と防災意識向上等の意見交換が多かったと思います。

教育行政施策にかかわっては、国際教育としての英語教育推進の意義、小・中学校のトイレの洋式化推進、住田高校支援について、社会教育、地域づくりとしての地区公民館と集落支援員、地域おこし協力隊などのスタッフの役割、自治公民館との連携にかかわる意見も出されております。

特別会計、国民健康保険特別会計の審査の中では、保険料設定や医療費負担軽減についての意見が出されて、県ワーストワンの国保医療費の対応策として予防策推進の意見も多く、高齢化という理由があるにせよ、町を挙げた取り組みの必要性を感じております。

介護保険特別会計審査では、介護予防のため、40、50代からの運動機能低下対策がポイントとして、生涯スポーツ振興の大切さについて、また、家族介護医療給付金や家族介護の実態等の意見交換もありました。

総じて、委員会審査中、歳入歳出にわたり、各事業への指摘や貴重な意見が多く出されました。今後の予算執行に当たっては、このことを十分に生かし、住民の暮らし、福祉向上、

安心して暮らせる町づくりへつながる施策の展開を期待するものであります。

多田町長、町政4期16年の総決算の29年度予算であります。当面、自立・維持・堅持を表明し、民官協働・地域協働をうたい、町づくりを進め、ここに住む人が輝き、住んでよかったと誇りが持てる住民主役の町づくりが原点であるとしてきました。10年、20年、そして30年先と、この町の行く先を見据え、自分たち町民がかかわる「小さな拠点」づくりを進めたいと思います。

審査結果は、平成29年度一般会計は賛成多数で、特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計予算については賛成多数で、簡易水道事業、下水道事業の特別会計予算については全員賛成で原案どおり可決することに決定しました。

以上、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。

平成29年度住田町一般会計歳入歳出予算並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療各特別会計の予算について、反対の立場で討論を行います。

平成29年度は、町人口ビジョン・総合戦略・総合計画の実践2年目となります。町長の施政方針演述では、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援、居住環境向上への支援、農林業の担い手、起業など仕事づくりへの支援、地域への人的、財政的支援による地域振興を掲げ、本町の「小さな拠点」づくりは、誰かに与えられるのではなく、自分の住む地域は自分でつくっていくことと強調されました。

予算審査の経過から学んだことは、どの課題も現地・現場を知り、町民の思いを知ることなしに解決はないということであります。そこで、町当局に伝えたいことは、各担当職員の目を通して、心を通して町民の実態を知る努力を惜しまず、今、町で起きている状況を的確に把握していくこと、そして、課長を中心に連携し、風通しのよい職場を築いてほしいと願います。

そういう視点から、反対する第1の理由は、町の最優先課題としている木工団地の経営安定化に向けての姿勢であります。木工団地は住田町の産業振興と雇用確保、若者の定住にと

って欠かすことのできない職場であること、そこに働く従業員は必死に経営改善に取り組んでおります。しかしながら、農林業振興資金償還金など債権の回収方針については、町当局と事業体経営者との見解が明確に示されていません。事業体の経営体制と再建に向けての対応を町民に明らかにすべきであります。今後の住田林業振興と町の姿をあらわすことに欠かせない課題であります。

反対する第2の理由は、お互いに支え合い、安心して暮らす町づくりを推進するとしておりますが、質の高い行政サービスと町民満足度を高めていくことが必要であります。国民健康保険事業では、1人当たりの医療費は一般で32万2,300円と高い水準であります。国民健康保険税では、平成27年度実績で1人当たり9万386円、1世帯当たり14万3,455円といずれも岩手県平均を上回っています。介護保険料の負担も重くのしかかるとともに、平成29年度においては、医療費や介護利用料の負担も引き上げられます。国保税並びに介護保険料は、一般会計からの繰り入れを含めた引き下げを検討するなど住民負担軽減に努め、医療と介護の充実を図るべきであります。

これらは、国政が不十分な対応をしているためであります。大事なことは、住民を守るのは自治体であり、町は町民にとって命と暮らしを守るためのとりでであります。

今予算の審議を振り返れば、住民の実態や声に合わせてながら実施しようと努力していることは見えますが、さらに、住民と行政とがお互いに協力、支え合いながら住田町の行政が進められることを要望し、反対の討論とします。議員諸氏のご賛同を賜りますようお願いして反対討論とします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、佐々木初雄君。

○1番（佐々木初雄君） 1番、佐々木初雄であります。

平成29年度住田町一般会計予算及び特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成28年8月30日に襲った台風10号は、五葉地区を中心に大きな被害をもたらしました。改めて防災の大切さを身にしみて感じたところでもあります。被災された方々にお見舞い申し上げます。

住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画が策定、実施され、1年が経過しての平成29年度町長施政方針と教育委員長教育行政が示されました。その戦略、計画の理念に沿った施政方針であると思います。

平成29年度予算について3日間にわたって慎重審議が行われました。予算規模は一般会計

46億2,700万円、前年当初予算比 5億8,700万円、11.3%の減であります。これは大船渡消防署住田分署の新築整備を盛り込んだ前年度予算との違いが大きな要因であります。一般会計と特別会計を合わせた予算総額は67億6,742万円となり、前年比では8.7%の減となります。

一般会計歳入では、町税と自主財源は13億5,185万円で、構成比29.2%、地方交付税等依存財源は32億7,515万円で、構成比70.8%であり、依存財源頼みの歳入状況であります。

主な歳出、新規事業では、町内全ての5地区公民館に地域おこし協力隊員と集落支援員を配置することができました。地域づくりの財政支援に向け、地区の裁量で活用できる交付金を新規事業として「小さな拠点」づくりを支えるものであります。

さらに、洪水による気仙川の水量を確認できる河川カメラを八日町地区に整備し、世田米、昭和橋には夜間でも確認できる機能の充実に予算計上。また、町有施設の耐震診断・設計、農業機械等導入支援事業補助金、森林・林業再生基盤づくり交付金事業、世田米小学校、有住小学校のプール改修工事、有住中学校給排水管改修工事、旧大股小学校校舎、プールの解体工事など、多くの新規事業が盛り込まれました。

また、施策推進のための農林業、商工業などの産業の振興施策を進める広い予算であると思います。大きな予算をかけて昨年オープンした住民交流拠点施設を中心に、さらなるにぎわいを期待するものであります。さらに、乳児保育拡大に伴う世田米保育園の増築工事、土曜保育の本格的運用も進めるなど、出産から子育てと一貫した支援の充実を図るとしてまいります。

限られた予算の中で、町としてあらゆる諸施策を吟味、精査し、施策の優先度に応じた予算配分がなされたものと解釈しています。

住田町は過疎、少子高齢化が進んでいる町です。昨年実施された住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画の2年目に当たる29年度も目標を達成するため、ひと・まち・しごと、それぞれの分野において、「ひと」では保育料や医療費の無料化など手厚い子育て支援、「まち」では「小さな拠点」づくりを町内5地区での本格的な展開、「しごと」では食いくプロジェクト、木いくプロジェクトの推進、それぞれに向けた制度の構築や予算措置と捉えています。諸施策に意欲を感じる予算であると評価します。

農業者の指針となる第6次農業基本計画の策定、国保医療費県下ワーストワンからの脱出のための具体的な諸施策が進みます。一方では、森林・林業日本一を目指す町づくりに向けた木工団地2事業体の健全経営に向けた取り組みなど、課題も多くあります。

総じて、住みたい町、住み続けたい町を目指して、住民の福祉施策の実現に向けた予算で

あります。我々議員を含め、三役、職員も常に緊張感を持って、心を引き締め、町民のために誠心誠意、町政執行に当たらなければならないと思います。

以上、平成29年度予算案について賛成するものであります。議員各位の賛同をいただきますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成29年度住田町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 平成29年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 平成29年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 平成29年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 平成29年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 平成29年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 平成29年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 平成29年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 平成29年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎平成29年度議員派遣の件

○議長（菊池 孝君） 日程第14、平成29年度議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

平成29年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第9回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分